

「保険金を使える」という 住宅修理サービスでの トラブルにご注意!



保険金を使えると勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせずに、
まずは、ご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。なお、トラブル
になった場合には、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

※台風・豪雨・大雪・地震などの
自然災害の後にトラブルが
多くなります。

トラブル

1 自己負担 ゼロを強調

自己負担ゼロ!!

保険金を使えば
無料で修理できますよ。



トラブル

2 強引な 契約

保険申請も代行します!
契約書はあとで
持ってきますよ。



え、でも...



トラブル

3 うその理由 で請求

古くなったところも
先日の台風のせいにして、
保険金を
請求しちゃいましょう!



うその理由で
本当に支払わ
れるのかしら?



※うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

ストップ!!

住宅修理やリフォームに関し、「保険金を使える」と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの**契約前**にご加入先の**損害保険会社**または**代理店**にご相談をお願いいたします。

あなたの**身近**でも**増えて** **います**

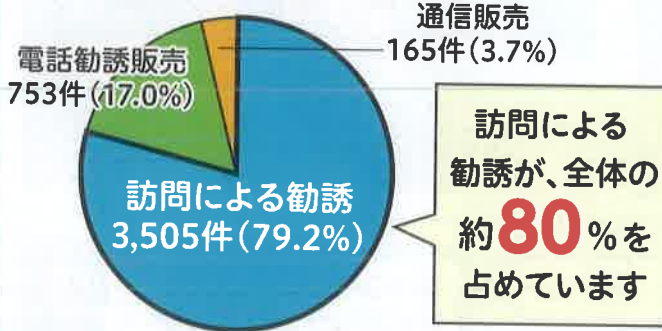
～「保険金が使えらる」という住宅修理トラブルの相談～

1 **トラブル相談**が多く寄せられています

2010年度の
約9倍
となっています

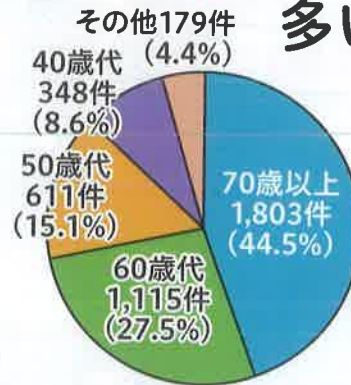


2 **訪問による勧誘**が多いです(*)



訪問による
勧誘が、全体の
約80%を
占めています

3 **高齢者からの相談**が多いです(*)



平均年齢
65.3歳
と比較的
高めです

データ提供：独立行政法人 国民生活センター

※2007年度から2016年度によせられた相談の内訳(不明・無回答除く)

事例

業者から電話があり、「**台風で壊れた屋根を保険金で修理しないか**」という**勧誘**を受けたので申し込むと、業者から依頼を受けたという調査員が訪問してきた。その後、屋根の写真と修理見積書を用いて保険会社に請求し、支払われた保険金全額を修理費として業者の銀行口座に振り込んだ。

後日、業者から修理予定日を告げられたが、別の台風の影響により延期になった。その後、具体的な**修理日程を業者に何度も問い合わせたが分からないと言われ、いつまでたっても修理が行われない。**

(2012年6月受付 契約者：70歳代 無職 男性 静岡県)

出所：国民生活センター公表資料に掲載の事例を加工



損害保険に
関する
ご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808

<全国共通・通話料有料>

※ IP 電話からは 03-4332-5241 へおかけください

受付時間：月～金曜日 (祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)

受付時間：午前9時15分～午後5時